

第4次遊佐町定住促進計画 (案)

令和8年 月

山形県遊佐町

目 次

I 計画策定の趣旨等

1 目的	1
2 位置付けと計画期間	1
3 計画の推進	2

II 現状と課題

1 現状	2
(1) 人口の推移	2
1) 自然動態	
2) 社会動態	
3) 今後の人団予測、人口の将来展望、現在人口との比較	
(2) 就業人口の状況	7
(3) 転入人口と転出人口の動向	8
(4) 住宅建築等の動向	9
(5) 移住・定住施策に対する町民の意識	10
(6) IJU ターン移住者と関係者の意見.....	10
(7) 関係人口	11
2 課題	11
(1) 若者の定住促進	11
(2) 雇用の安定と就労環境の充実	11
(3) U ターン、移住希望者の定住促進	11
(4) 関係人口の創出・拡大	11

III 施策の体系

1 施策の基本的な考え方	12
2 具体的な施策	14
(1) 若者が住み続けるための条件整備	14
1) 若者のための住宅整備支援	
2) 若者の出会いの場の創出・若者対象事業への支援	

3) 未来を担うゆざっ子のはばたき支援	
4) 若者の出会いの場の創出	
(2) 子育てしやすい環境整備	16
1) 出産・子育ての切れ目のない環境整備	
2) 充実した子育て支援体制の推進	
(3) 産業振興及び雇用対策	17
1) 就職及び創業支援	
2) 企業立地の推進	
3) 農林後継者の育成	
(4) 移住希望者の定住促進	19
1) 空き家利活用の移住支援と移住後のフォローの充実	
2) ゆざを好きになる、ゆざに住みたくなるきっかけづくり	
3) I J Uターンの推進	
4) PR・情報提供	
施策体系図【施策内容】	23
IV 参考資料	
遊佐町定住施策庁内連絡会議 及び 定住促進計画策定ワーキングチーム	
.....	24
遊佐町定住施策の進捗状況	29

I 計画策定の趣旨等

1 目的

2013（平成25）年1月に策定した「遊佐町定住促進計画」では、町が慢性的な転出者増による社会減、特に少子化による自然減が著しく人口減少が急速に進行しており、中心市街地の店舗数の減少や、町住宅団地分譲地への住宅建築が進まない状況にあると分析し、空き家バンク活用等に取り組み、移住相談件数の増加からの定住者増、町住宅団地分譲地の成約につなげました。その後、2017（平成29）年3月に「第2次遊佐町定住促進計画」を、2022年（令和4年）3月に「第3次遊佐町定住促進計画」を策定し、現状分析から、若者の定住促進、雇用の安定と就労環境の充実、Uターン・移住希望者の定住促進の3つを取り組むべき課題として掲げ、子育て世帯支援、若者・移住者向け住宅整備等幅広い分野での定住促進施策に取り組み、人口減少の抑制を図りました。

令和2年の国勢調査を反映して国立社会保障・人口問題研究所が報告した2060（令和42）年の本町人口推計値は4,501人となりました。この結果から人口減少推移を見直し、2025（令和7）年3月に策定した「遊佐町人口ビジョン」で2060（令和42）年の目標人口を約6,700人としました。

本計画は、町の目標人口を踏まえ、「遊佐町総合発展計画」に基づき、関係団体と連携した施策を展開して移住・定住を促進することにより、人口の流出・減少を抑制して持続可能な地域社会を創出することを目的に、新たに第4次定住促進計画として策定するものです。

2 位置付けと計画期間

町では、2017（平成29）年度からの10年間を計画期間とする遊佐町総合発展計画（第8次遊佐町振興計画）に基づき、「オール遊佐の英知（町民力）を結集」を基本理念として、“子どもたちの夢を育むまち”、“働き場・若者・賑わいのあるまち”、“自然と調和した安全・安心・快適なまち”の3つの将来像の実現に向けて、まちづくりを進めてきました。2021（令和3）年度から5年間を計画期間とする「第2期まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略」において、人口減少克服と地方創生を目的として様々な事業に取り組んできましたが、少子高齢化、頻発する自然災害への対応、デジタル化の進展など社会情勢への大きな変化に対応するため、第8次振興計画の期間を1年短縮し、令和8年度以降の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる新しい総合発展計画を令和7年度に策定しました。

本計画は、「遊佐町人口ビジョン」において定めた2060（令和42）年目標人口約6,700人の実現のため、第9次振興計画の基本目標の1つである「若者が住み続けたいまちづくり」の実現を支えるものとして位置付けることとします。

なお、計画期間は開始年度を2026（令和8）年度とし、目標年度を振興計画前期基本計画と同じ2030（令和12）年度とします。（年度）



3 計画の推進

本計画の推進のため、移住定住施策の総合的な展開と移住希望者に情報を一元化して提供するサービスの構築を目的として、定住施策を所管する町職員で構成する「遊佐町定住促進施策庁内連絡会議」を2012（平成24）年度に設置して定期的に会議を開催し、2025（令和7）年度に本計画作成のワーキングチームを設置しました。ワーキングチームでは移住定住施策の進捗確認と意見集約を行い、本計画に反映しています。このほか、移住希望者へのきめ細かい対応と移住後のフォローのため、集落支援員、NPO法人いなか暮らし遊佐応援団と連携して相談事業の強化を図っています。

また、町内の関係団体等を中心とした官民一体の組織「遊佐町IJUターン促進協議会」と連携して、移住希望者への効果的な情報提供や交流事業の支援、町と不動産業者の情報共有等、移住定住施策の具体的な展開を実践していきます。

II 現状と課題

1 現 状

(1) 人口の推移

地域活性化の指標である町の人口は、1950（昭和25）年度の25,726人をピークに減少傾向に転じ、1985（昭和60）年度の20,271人を境に2万人台を下回りました。

人口及び世帯数（表1-1、2）を見ると、2004（平成16）年度以降、年間減少数は毎年200～300人を推移、2014（平成26）年度には15,000人を割り込み、2004（平成16）年から2024（令和6）年の20年間で5,407人（約31%）減少しています。

世帯数の推移を見ると、2015（平成27）年度までは、5,000世帯を推移していましたが、2016（平成28）年度以降は5,000世帯を下回っています。一世帯当たりの人員は、2003（平成15）年度の3.48人（17,707人／5,082世帯）から2024（令和6）年度には2.48人（12,043人／4,845世帯）に縮小し、人口減少の影響の大きさがうかがえます。

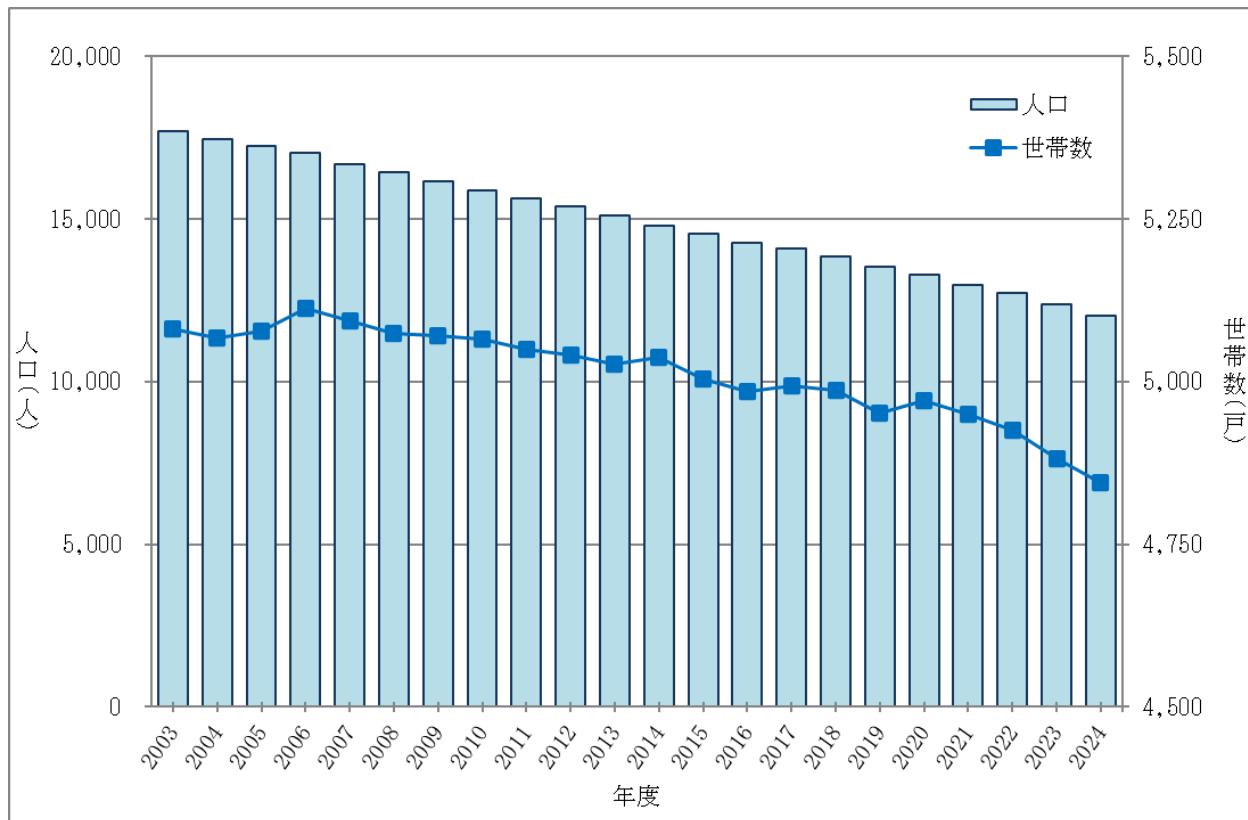
表1-1 遊佐町の人口及び世帯数

（人、世帯）

年度	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25
人口	17,707	17,450	17,243	17,025	16,678	16,448	16,147	15,874	15,628	15,394	15,096
前年度比	△174	△257	△207	△218	△347	△230	△301	△273	△246	△234	△298
世帯数	5,082	5,068	5,077	5,112	5,094	5,075	5,071	5,066	5,050	5,041	5,026
	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R元	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
	14,800	14,561	14,260	14,085	13,853	13,534	13,294	12,973	12,719	12,370	12,043
	△296	△239	△301	△175	△232	△319	△240	△321	△254	△349	△327
	5,037	5,004	4,984	4,993	4,987	4,951	4,970	4,950	4,926	4,881	4,845

住民基本台帳（各年度末）より

表 1-2 遊佐町の人口及び世帯数（グラフ）



1) 自然動態

出生と死亡（表 2-1、2）の動向をみると、出生数が 80 人未満の年が続き、近年では 30 人台まで減少しており、少子化が進んでいます。一方で、死亡数は出生数を上回り毎年 250 人前後となっており、年々その差は広がっています。

2005（平成 17）年からの国勢調査結果によると、20 代、30 代、40 代の未婚率（表 3）は高く、2020（令和 2）年度では、20 代は男性が 90%、女性が 80%以上で、30 代全体では約 50%、40 代全体でも 30%以上が未婚となっています。少子化は、晩婚や未婚・離婚の増のほかに、世帯構造の変化、子育て意識の変化、経済的な理由等の要因が複合的に絡み合っており、国全体の重要な課題となっています。

表 2-1 遊佐町の出生と死亡

(人)

年度	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27
出生	89	77	102	72	69	70	62	71
死亡	253	252	248	268	258	268	250	251
増減	△ 164	△ 175	△ 146	△ 196	△ 189	△ 198	△ 188	△ 180
2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R 元	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
62	79	63	62	50	43	49	29	32
291	235	256	249	242	254	254	311	285
△ 229	△ 156	△ 193	△ 187	△ 192	△ 211	△ 205	△ 282	△ 253

住民基本台帳（各年度末）より

表2-2 遊佐町の出生と死亡（グラフ）

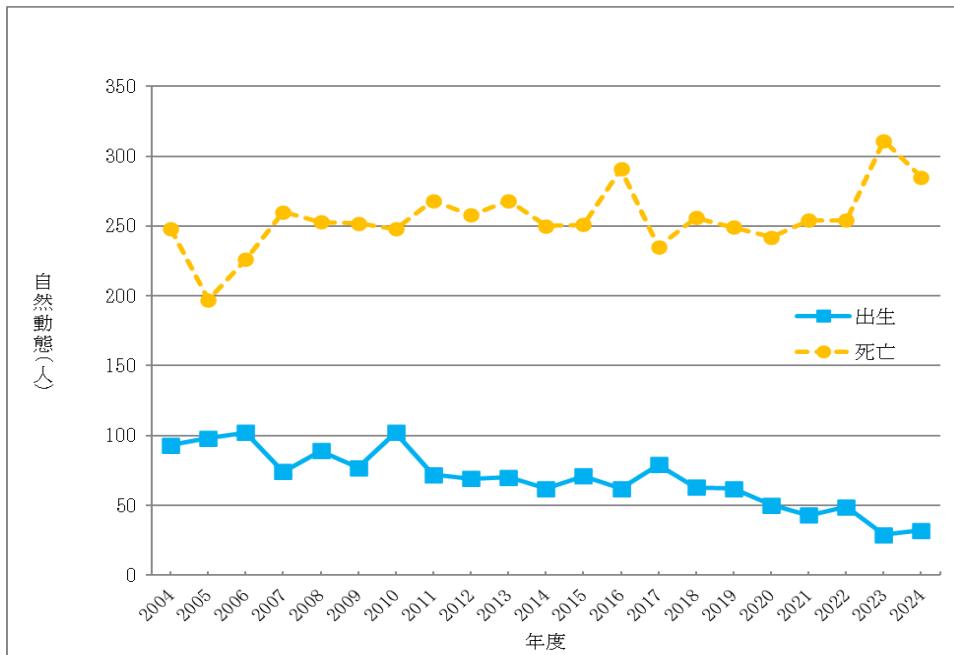


表3 未婚等の数（国勢調査より）

(人・%)

年代	性別	2005年(H17)			2010年(H22)			2015年(H27)			2020年(R2)		
		総数	内未婚数	未婚率	総数	内未婚数	未婚率	総数	内未婚数	未婚率	総数	内未婚数	未婚率
20代	男	734	598	81.47	554	464	83.75	434	376	86.64	356	324	91.01
	女	606	426	70.30	437	323	73.91	389	293	75.32	283	234	82.69
	計	1,340	1,024	76.42	991	787	79.41	823	669	81.29	639	558	87.32
30代	男	786	354	45.04	776	394	50.77	679	339	49.93	563	299	53.11
	女	777	195	25.10	708	228	32.20	573	196	34.21	472	167	35.38
	計	1,563	549	35.12	1,484	622	41.91	1,252	535	42.73	1,035	466	45.02
40代	男	1,059	292	27.57	838	286	34.13	759	310	40.84	752	297	39.49
	女	1,042	138	13.24	843	154	18.27	762	196	25.72	718	209	29.11
	計	2,101	430	20.47	1,681	440	26.17	1,521	506	33.27	1,470	506	34.42

※ 外国人住民を含む総数、未婚等に死別・離別を含む

2) 社会動態

転入と転出（表4-1、2）の動向をみると、全ての年で転出が転入を上回っています。近年は転出数が漸減傾向にあり、今後も大幅な増加はないものと想定されます。2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの社会動態による増減平均△68.2人で、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの増減平均△96.2人、2015（平成27）年度から2019（令和元）年度までの増減平均△64.2人に続き減少しています。

また、0～15歳の転入と転出（表4-3、4）を見ると、2019（令和元）年度、2021（令和3）年に転出数が転入数を上回りましたが、それ以外の年では転入数が転出数を上回っています。子育て世代の家族の移住が、転入数の増加につながったものと思われます。

表 4-1 遊佐町の転入と転出

(人)

年度	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27
転入	333	241	242	231	237	287	256	246
転出	400	368	372	280	336	382	364	305
増減	△ 67	△ 127	△ 130	△ 49	△ 99	△ 95	△ 108	△ 59
2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R 元	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
236	268	240	208	246	195	237	183	195
308	287	279	340	287	305	286	250	269
△ 72	△ 19	△ 39	△ 132	△ 41	△ 110	△ 49	△ 67	△ 74

住民基本台帳 転入及び転出（各年度末）より

表 4-2 遊佐町の転入と転出（グラフ）

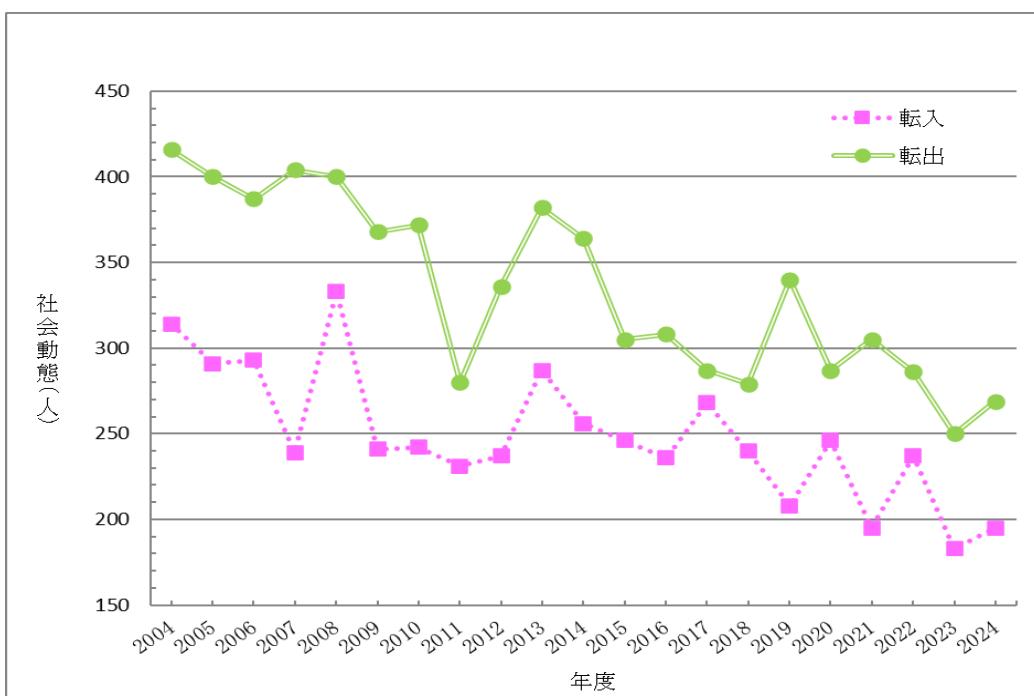


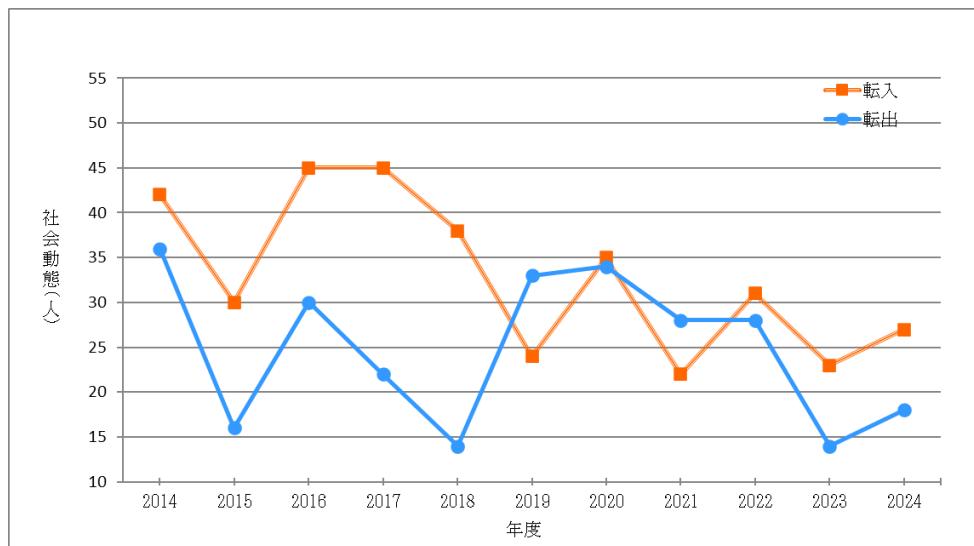
表 4-3 0~15 歳の転入と転出

(人)

年度	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R 元	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
転入	42	30	45	45	38	24	35	22	31	23	27
転出	36	16	30	22	14	33	34	28	28	14	18
増減	6	14	15	23	24	△9	1	△6	3	9	9

住民基本台帳 転入及び転出（各年度末）より

表 4-4 0～15 歳の転入と転出（グラフ）



3) 今後の人団予測、人口の将来展望、現在人口との比較

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）に準拠した人口推計では、2040（令和22）年には8,199人、2060（令和42）年には4,501人にまで減少すると予測されています。町では、遊佐町人口ビジョンの本町総人口の将来展望（表5-1）として、2040（令和22）年に8,967人、2060（令和42）年には6,660人を維持することを目標に掲げています。

この目標の実現に向けて、移住定住促進に取り組んできた結果と今後の状況を見るために、社人研準拠の人口推計、遊佐町人口ビジョンで定めた町が目指す人口規模の推移、国勢調査の人口を比較したのが表5-2です。2020（令和2）年で、国勢調査の人口が13,032人に対し、社人研準拠人口が12,906人、人口ビジョンで定める将来展望人口が13,233人となっています。人口ビジョンの人数は下回るもの、社人研準拠の人口推計は若干上回っており、人口減少が推計値より幾分ゆるやかになっています。

表 5-1 本町総人口の将来展望（遊佐町人口ビジョン）



表 5-2 社人研及び遊佐町人口ビジョンの人口推移と国勢調査結果の比較

区分	2005 H17	2010 H22	2015 H27	2020 R2	2060 R42
国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」	16,852	15,480	14,146	12,906	4,501
「遊佐町人口ビジョン」で定めた本町が目指す人口規模	16,852	15,480	14,324	13,233	6,660
本町の人口（国勢調査数値）	16,852	15,480	14,207	13,032	

※2005（H17）年、2010（H22）年の数値は、いずれも国勢調査の数値。

（2）就業人口の状況

産業分類別人口動向（表 6）をみると、就業者総数は2000（平成12）年に9,364人と一万人台を割り込み、2010（平成22）年には7,680人、2015（平成27）年には7,197人と減少を続けています。

ハローワーク酒田の求人倍率（表 7-1、2）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響がありましたが、2020（令和2）年度の平均1.35倍から徐々に高くなり、2022（令和4）年度の平均では1.72倍まで伸びるなど、高い水準を維持しています。

表 6 産業分類（大分類）別就業者数の動向（国勢調査より） (人・%)

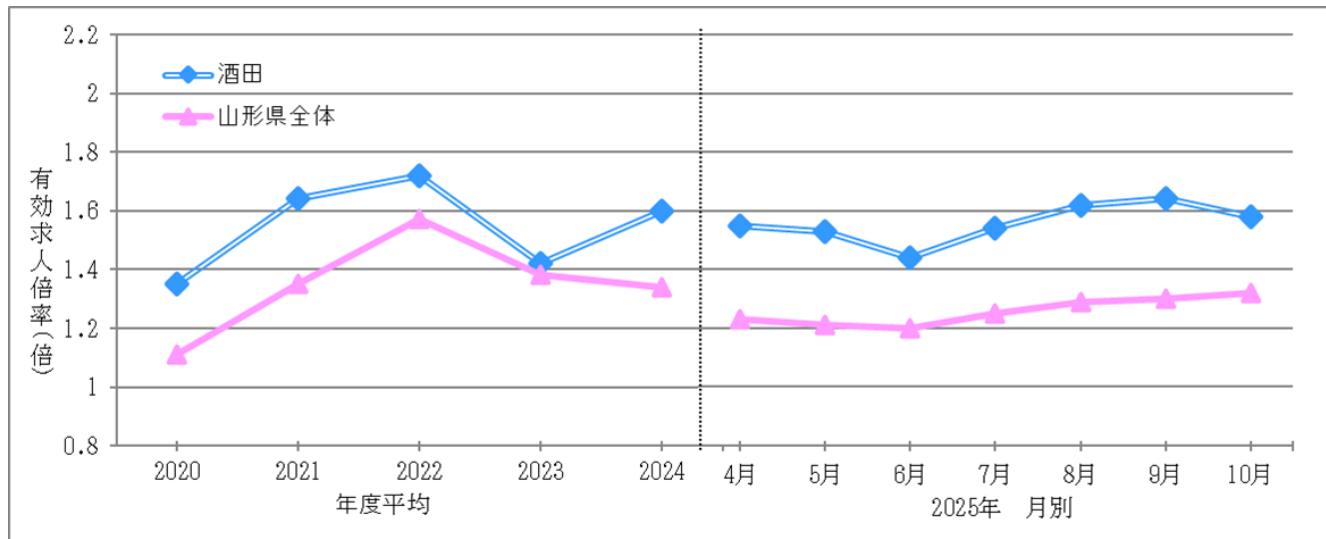
区分	1995 年 (H7)		2000 年 (H12)		2005 年 (H17)		2010 年 (H22)		2015 年 (H27)		2020 年 (R2)	
	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
	就業者総数	10,010	100.00	9,364	100.00	8,551	100.00	7,680	100.00	7,197	100.00	6,728
第一次産業	2,033	20.31	1,611	17.20	1,565	18.30	1,333	17.36	1,154	16.03	1,117	16.60
第二次産業	3,821	38.17	3,365	35.94	2,521	29.48	2,097	27.30	1,947	27.05	1,803	26.80
第三次産業	4,155	41.51	4,382	46.80	4,457	52.12	4,241	55.22	4,058	56.38	3,800	56.48
分類不能	1	0.01	6	0.06	8	0.09	9	0.12	38	0.53	8	0.12

表 7-1 ハローワーク酒田有効求人倍率の平均推移 (倍)

年度・月別	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 (R7)						
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
酒田	1.35	1.64	1.72	1.42	1.60	1.55	1.53	1.44	1.54	1.62	1.64	1.58
山形県全体	1.11	1.35	1.57	1.38	1.34	1.23	1.21	1.20	1.25	1.29	1.30	1.32

ハローワーク酒田労働市場月報より

表 7-2 ハローワーク酒田有効求人倍率の平均推移（グラフ）



(3) 転入人口と転出人口の動向

転入状況を 2024（令和 6）年の住民基本台帳でみると、転入者のうち「酒田市」からの移動が最も多くなっており、続いて県外では「東京都」、県内の自治体では「鶴岡市」からの移動が多くみられます。

一方、他自治体への転出状況をみると、転出者のうち「酒田市」への移動が最も多くなっており、県外では「仙台市」、県内の自治体では「鶴岡市」への移動が多くみられます。

転入・転出年齢調（表 8）を移動者の年齢別にみると、転入では、全年度をとおして「21歳～30歳」が最も多く、次に「31歳～40歳」「41歳～50歳」の順となっていました。転出でも「21歳～30歳」が最も多く、次に「16歳～20歳」「31歳～40歳」の順となっていました。転入・転出の差をみると、「16歳～30歳」の転入が転出を上回っています。

2021（令和 3）年度から 2024（令和 6）年度までの転入転出アンケート調査では、移動理由について、転出では「就職・転職」、「結婚」、「自分の進学」が挙げられ、第 3 次計画策定期と変わらない状況です。転入では「家庭の事情（結婚・親と同居も含む）」、「就職・転職」、「退職による帰郷」が主な理由となっており、前回計画策定期と変わらない状況です。

移住者世帯数と人数（表 9）をみると、移住世帯数と人数は安定した数値で推移しています。2024（令和 6）年度は移住者が増加していますが、都市部の物件・物価高騰等の理由で地方への移住志向は高まっており、独身者、子育て世帯、子育てが一段落した世帯と幅広い対象の移住・定住を受け入れる仕組みが必要です。

表8 年齢別社会動態数

(人)

年齢	2019 (R元)			2020 (R2)			2021 (R3)			2022 (R4)			2023 (R5)			2024 (R6)		
	転入	転出	差引	転入	転出	差引	転入	転出	差引	転入	転出	差引	転入	転出	差引	転入	転出	差引
0~15	24	33	-9	35	34	1	22	28	-6	31	28	3	23	14	9	27	18	9
16~20	13	72	-59	20	58	-38	24	58	-34	35	56	-21	7	24	-17	11	65	-54
21~30	70	108	-38	73	106	-33	54	108	-54	77	94	-17	39	56	-17	55	98	-43
31~40	42	44	-2	43	35	8	41	48	-7	39	35	4	25	23	2	29	29	0
41~50	12	31	-19	18	22	-4	18	23	-5	16	18	-2	16	20	-4	28	19	9
51~60	22	16	6	13	10	3	18	13	5	17	15	2	21	16	5	21	10	11
61~70	8	13	-5	16	7	9	11	12	-1	7	14	-7	10	9	1	6	10	-4
71~	17	23	-6	28	15	13	7	14	-7	15	26	-11	15	22	-7	18	20	-2
計	208	340	-132	246	287	-41	195	304	-109	237	286	-49	156	184	-28	195	269	-74

山形県社会的移動人口調査(各年度)報告より ※2014年度以降は、外国人住民を除く数。

表9 移住者世帯数と人数 (IJU ターン)

(世帯、人)

年 度	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	計
世帯数	11	8	12	10	14	55
人 数	17	17	21	19	28	102

定住促進係相談（各年度末）より

(4) 住宅建築等の動向

本町における住宅の建築戸数（課税件数）は表10のとおりです。2001（平成13）年までは年間100戸を超えていましたが、その後、2011（平成23）年に22戸まで減少しました。持家住宅建設支援事業及び定住促進住宅建設整備支援事業の導入効果もあり、2012（平成24）年以降は、年度によって景気動向と少子高齢及び人口減少の影響もありますが、木造新築建築の件数は平均20件で推移しています。

2012（平成24）年度から空き家利活用施策として、空き家バンク登録制度を展開しています。2020（令和2）年度は新型コロナウイルスの影響で、町外からの移動が抑制されたこともあり、空き家バンク登録数と成約数（表11）は減少しましたが、2021（令和3）年以降は登録件数・成約数ともに10件台を維持しています。賃貸住宅のニーズが高く、起業志向の若者も増えています。空き家バンクの物件登録を促進し、空き家利活用のニーズに応える支援も必要になっています。

表 10 住宅建設戸数（建築年次別）

(戸)

年	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29
木造	22	16	32	36	14	16	25
非木造	0	0	1	0	2	0	3
計	22	16	33	36	16	16	28
	2018 H30	2019 R元	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
	30	27	20	30	30	17	21
	2	2	3	2	1	0	0
	32	29	23	32	31	17	21

町民課課税係（各年末）より

表 11 空き家バンク登録と成約数

(戸)

年 度	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	計
登録件数	8	15	13	13	10	59
成約数	5	5	4	5	9	28

定住促進係相談（各年度末）より

（5）移住・定住施策に対する町民の意識（2024（令和6）年「町民意識調査報告書」より）

2024（令和6）年に、遊佐町総合発展計画（第9次）策定にむけて町が実施した「町民意識調査」の中で、まちづくり施策について町民が考える重要度と満足度の関係を見ると、「移住定住、若者支援」「産業振興、働き場の構築」「人口減少対策」については重要度が高く、満足度が低いという結果でした。若者が特に重要と考えている施策は「若者定着」が最も高く、次に「住宅整備」と「ふるさと回帰」でした。若年層に合わせた施策の改善を図り、IJUターン促進と若者定着に向けた取り組みが必要であることがわかります。

（6）IJU ターン移住者と関係者の意見（遊佐町定住促進計画策定アンケートより）

2025（令和7）年10月～11月に「第4次遊佐町定住促進計画策定アンケート」を実施し、移住者と遊佐町IJUターン促進協議会委員から、町の移住・定住施策や生活の課題について意見をいただきました。アンケートでは、町の移住・定住の支援施策は手厚く、充実しているという声がある一方で、若者の雇用機会の拡充、賃貸住宅不足が課題として挙げられています。若者の移住促進を主眼としながらも、二拠点居住や年配者のセカンドライフ層への視点を持ち、若者が暮らす町の将来ビジョンを提示することや、田舎暮らしのビジョン（都市部との比較）を具体的に提示することが求められています。町では、これらの意見を含む町の課題を改めて再確認し、施策内容を検討していく必要があります。

(7) 関係人口

関係人口とは、居住地や通勤地以外の特定の地域と継続的に関わり地域課題解決に資する人のことです。2021（令和3）年に国が公表した「関係人口の実態把握」によると、三大都市圏居住者で特定の地域と関わりのない人のうち、居住地以外との関係を求めている人は、全体（回答者54,226人）の約40%（約22,000人）存在することがわかりました。

国では、2024（令和6）年に「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、2025（令和7）年の「地方創生2.0基本構想」において、若者を中心とした地域課題解決の担い手確保や地方移住の裾野の拡大を目的に、関係人口の量的拡大と質的向上を図ることを掲げており、地方自治体での関係人口の可視化と増加に向けた取り組みが重要となっています。

2. 課題

(1) 若者の定住促進

近年の社会動態から、転入より転出が上回っている30歳未満の若者の定着を促すことが町の人口維持に不可欠であることがわかります。この世代は、進学、就職、結婚、子育て、住宅購入など人生の転機により、転出が多くなっていると考えられます。豊かな自然環境、出産・子育て環境や防災・防犯対策の充実など、町の特色を活かし、若い世代が迎える人生の節目に合わせた施策を講じることが、若者の定住促進にとって重要となります。

(2) 雇用の安定と就労・創業環境の充実

町の雇用情勢は、有効求人倍率が向上し、人口減少・高齢化に起因する人材不足への対応が課題になっています。特に若年層の転出過多が続き、就業者の高齢化や生産性の低下、事業継承問題などが起こっています。未来の産業を担う人材育成・発掘と雇用支援、新たな雇用を生み出すための企業誘致・立地の推進を検討することが必要です。

(3) IJUターン、移住希望者の定住促進

人口減少・高齢化や若者の流出で、まちづくりや産業など、地域社会を維持する担い手不足が懸念されています。近年、都市部と地方に二つの生活拠点を設ける「二地域居住」のスタイルが広がっています。国は地域活性化に寄与するとして「二地域居住」の促進を進めています。社人研準拠の人口推計より人口減少率をゆるやかにするために、移住相談窓口体制の強化、集落の受け入れ環境の整備等への取り組みを継続し、「二地域居住」を含めたIJUターンの促進に取り組む必要があります。

(4) 関係人口の創出・拡大

人口減少で生じる地域の衰退を防ぐために、関係人口を創出し、拡大する取り組みが重要です。本計画では関係人口を、町の地域課題解決を支援する町外居住者で、かつ将来的に移住の可能性がある町の「関係者」と位置づけます。国のふるさと住民制度を活用し、従来のふるさと町民制度を拡充し、町への訪問や滞在、地域活動への参加、ふるさと納税等で、町と協力的な関係を築く関係者を増やします。関係人口のネットワークを可視化することで、移住の裾野を広げることが求められています。

III 施策の体系

1 施策の基本的な考え方

人口減少は幅広い世代に渡って、多くの要因が絡んだ結果です。財源確保とマンパワーの問題から、課題解決の対策を全て実行するのは困難で、限られた予算と人財を最大限に活用し、選択と集中をもって、施策を実行することが大切になります。

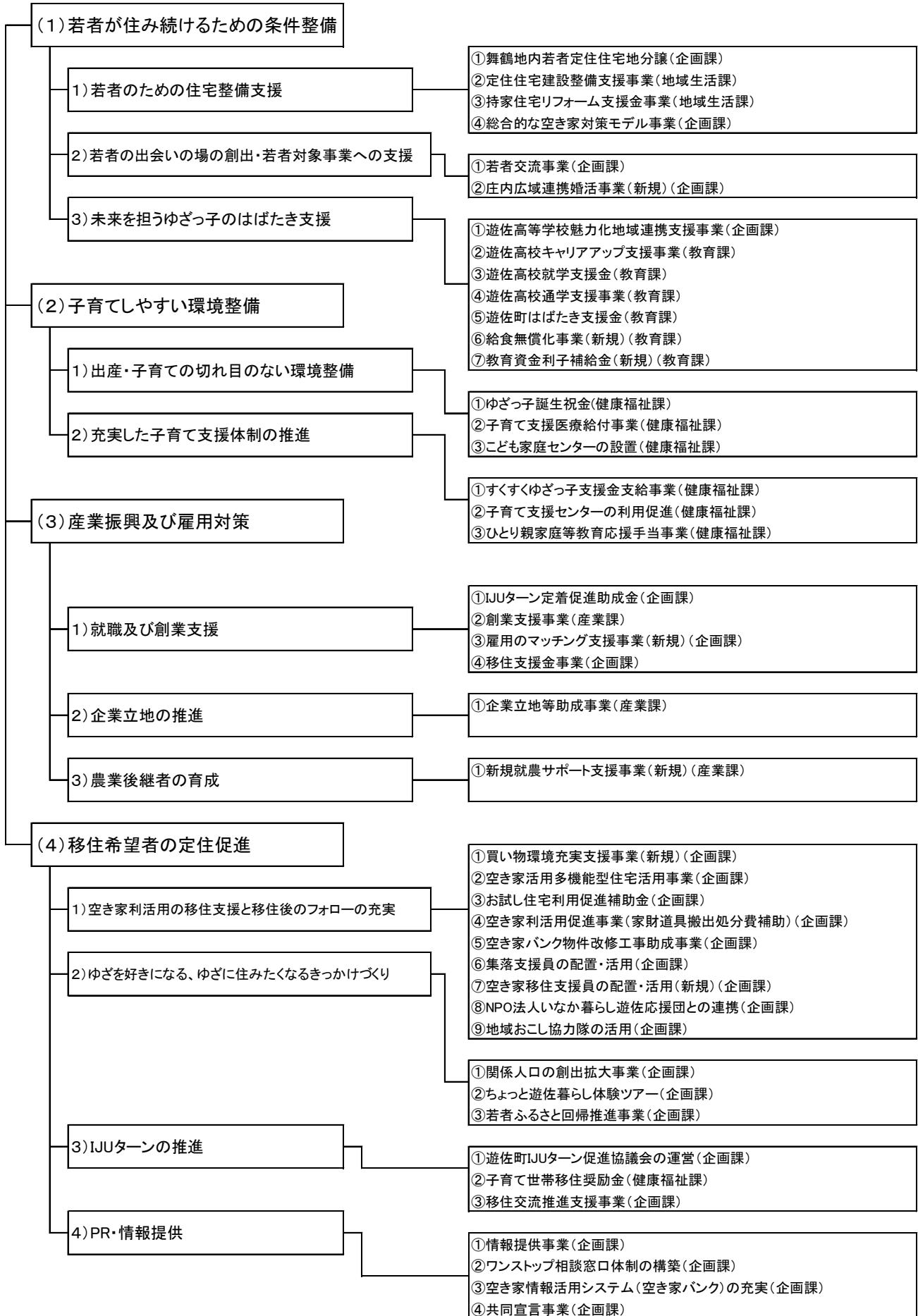
令和7年度に策定した遊佐町総合発展計画（第9次遊佐町振興計画）では、基本目標に「若者が住み続けたいまちづくり」を設定し、人口減少対策として次の3つの取組みを推進するとしています。

- (1) 若年層の転出過多を和らげ、若者が回帰するための取組み
- (2) 町民が住み続けられる定住施策と移住者の受け入れ態勢の充実化
- (3) 交流人口、関係人口を増やすための取組み

本計画では、この基本目標に沿って施策に取り組むこととし、特に若者、子育て世帯の人口減少に歯止めをかけるため、次の事業に重点を置き実施していくこととします。

なお、本計画策定後、社会情勢の変化や施策効果等の検証結果から、各施策内容の見直しが必要な場合は、本計画の目的に基づきながら柔軟に対応します。

【施策体系図】



2 具体的な施策

【用語の定義】

移住者：本町以外の市町村に 5 年以上居住し、かつ、本町内に定住の意思をもって平成 25 年 4 月 1 日以降に町内に転入した者（本町から転出し、5 年以上経過している者を含む）で、転入して 5 年以内の者

定 住：本町に永住、又は 5 年以上生活の本拠を置き、かつ住民基本台帳に登録されていること

若 者：40 歳未満の者

空き家：町内の一戸建て住宅で、普段利用されておらず、現に居住していない建築物

空き家活用住宅：遊佐町空き家情報活用システムに登録された空き家で、所有者から町長が賃貸借契約により借り上げた空き家

（1）若者が住み続けるための条件整備

1) 若者のための住宅整備支援

町の人口減少の原因のひとつに、18～30 歳の若者の転出過多があげられます。転出理由は就職・転職・進学、結婚が多く、若者のニーズに合った賃貸物件や住宅新築の宅地が町内に少ないため、町外に転出するケースが多くみられます。また、移住先での起業を目標とする若者も多くなっています。住宅整備支援と起業支援の実施は、若者定住を促す重要な施策です。

若者の定住促進のために町の住環境と生活環境の情報を的確に発信し、舞鶴地内若者定住住宅地の宅地分譲等で若者の住まいの確保を支援します。また、賃貸住宅建設を支援するなど、賃貸物件の増加に取り組みます。

【施策内容】

① 舞鶴地内若者定住住宅地分譲：継続（企画課・地域生活課）

内 容：若者の町内への定住と住宅取得を促進するため、舞鶴地内の町有地を宅地造成して分譲を行う。令和 5 年度に民間貸付事業の 4 区画を貸付から分譲に用途変更して、令和 6 年度から 5 区画の分譲販売を開始した（令和 7 年度：4 区画分譲完了残り区画：1 区画）。今後も舞鶴地内の計画区画を宅地造成し、分譲販売を図る。

② 定住住宅建設整備支援事業：継続（地域生活課）

・定住住宅新築支援金

内 容：町内に自ら居住するための住宅を新築する者に支援金を交付する。

交付額：対象工事費の 12% で上限 120 万円（40 歳未満の者及び転入者は上限 140 万円）

・定住住宅取得支援金

内 容：町内の建売、中古住宅を取得し定住する者に支援金を交付する。

交付額：対象取得費の 12% で上限 120 万円（40 歳未満の者及び転入者は上限 140 万円）

・定住賃貸住宅新築支援金

内 容：町内に、賃貸住宅を新築する者に支援金を交付する。

交付額：集合住宅の場合は1戸あたり120万円、戸建ての場合は1戸当たり170万円で上限1,000万円

③ 持家住宅リフォーム支援金事業：継続（地域生活課）

内 容：町内への定住促進を図るため、自ら居住する住宅の修繕や増改築等を行う者に支援金を交付する。

交付額：対象工事費の12%（工事内容によっては補助率上乗せあり）で上限100万円

④ 総合的な空き家対策モデル事業：継続（企画課）

内 容：県、県住宅供給公社、東北芸術工科大学、町の4者協定により、空き家を一体的に活用するための課題解決を行う。

2) 若者の出会いの場の創出・若者対象事業への支援

人口減少の要因に出生数の減少があります。出生数の減少は晩婚化が影響しているとも言われており、町でも未婚率は年々高くなっています。未婚率の低下と、出生数を増やすために「若者交流事業」を継続して実施します。

【施策内容】

① 若者交流事業：継続（企画課）

内 容：遊佐町若者交流事業実行委員会が行うふるさとの未来やUターンについて考えるきっかけとなる交流事業、出逢いの場となるイベント等の開催を支援する。

② 庄内広域連携婚活事業：新規（企画課）

内 容：庄内地域全体で結婚を支援する機運を醸成するため、庄内地域2市3町と山形県庄内総合支庁が連携し、実行委員会を設立して結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供する事業を行う。

3) 未来を担うゆざっ子のはばたき支援

町に関する若者の進学やキャリアアップを支援し、将来の人材確保と定住につなげていきます。

【施策内容】

① 遊佐高等学校魅力化地域連携支援事業：継続（企画課）

内 容：遊佐高校入学志願者への情報発信を関係者が連携して取り組み、地域みらい留学合同説明会や個別相談会、体験プログラムを実施する。コーディネーターや地域おこし協力隊、生活相談員を配置し、生活・住居の支援を行う。将来的な関係人口の創出を目指し、全国から生徒が集まるような遊佐高校の魅力化に学校・地域・行政が連携して取り組み、生徒の学び・体験の充実と地域の持続化を図る。

② 遊佐高校キャリアアップ支援事業：継続（教育課）

内 容：地元定住を望む遊佐高校生徒を対象とした資格取得等に係る経費に対する支援により、地元就職を目指した人材育成と定住化を図る。

助成額：

- ・遊佐高校 3 年生の普通自動車運転免許取得を支援。1 人あたり 60,000 円を支給。
- ・町社会福祉協議会が実施する介護職員初任者研修会を受講する遊佐高校生徒へ 25,000 円を給付。
- ・遊佐高校が推奨する資格試験・検定等を受験する遊佐高校生徒へ受験料の 8 割を助成。
- ・短期海外留学を行う遊佐高校生徒に対し、渡航費用として 1 人あたり 100,000 円を上限として助成。

③ 遊佐高校就学支援金：継続（教育課）

内 容：遊佐高校の地域に根差した学習活動を支援し、同校の発展及び存続、並びに地域で活躍する人材育成を図るため、新入学生に対して就学支援金を交付する。

助成額：1 人あたり 70,000 円

④ 遊佐高校通学支援事業：継続（教育課）

内 容：遊佐高校への通学支援を行い、保護者の負担軽減を図り、進学先として選択される契機とするために、通学タクシーを運行し、JR 定期券購入費に対する半額助成を行う。

⑤ 遊佐町はばたき支援金：新規（教育課）

内 容：就学や進学の準備が必要な年齢（6 歳、12 歳、15 歳、18 歳）の子どもを育てる町の保護者を対象に、その準備にかかる費用として、対象者 1 人につき 30,000 円を給付。

⑥ 給食無償化事業：新規（教育課）

内 容：小中学校の給食無償化を行うことで、学校給食費における保護者の負担軽減を図るとともに、地産地消による安心安全で特色ある給食の提供を行う。

⑦ 教育資金利子補給金：新規（教育課）

内 容：就学で教育ローンを利用する町の保護者を対象に、利子補給の支援を行う。

（2）子育てしやすい環境整備

1) 出産・子育ての切れ目のない環境整備

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を目指し、遊佐町こども家庭センターの事業や病児・病後児保育、経済的支援等、必要なサービスを利用できる体制を整備します。

【施策内容】

① ゆざっ子誕生日祝金（第 1、2 子に 10 万円、第 3 子以降は 20 万円）：継続（健康福祉課）

内 容：1 年以上町内に定住する意思がある者に対し、安心して子どもを生み、健やかに育てる子育て環境の実現を図る。

② 子育て支援医療給付事業（18歳まで医療費無料）：継続（健康福祉課）

内 容：0歳から18歳（18歳に達する日以降の最初の3月31日）までの子どもを対象に医療証を交付。

③ こども家庭センター（健康支援係）の設置：機能強化（健康福祉課）

内 容：令和6年4月に子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を一本化し「遊佐町こども家庭センター」を設置。児童虐待、ヤングケアラーの相談に対応する。妊娠期、出産、子育て期まですべての妊産婦と子ども、保護者を包括的に支援する。

2) 充実した子育て支援体制の推進

子どもたちの健やかな育成を支える「遊佐町子どもセンター（わくわく未来館）」に、親子や子どもたちが自由に来館しています。遊戯室、一時預かりを含めた子育て支援センター、放課後児童クラブなど、子育て世代を幅広く支援しています。今後も、施設の利用促進と機能の充実を図ります。

保育園・認定こども園等の保育料等の無償化・減額と、0歳から3歳までの子どもの養育者支援を継続し、切れ目のない子育て支援により、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

【施策内容】

① すくすくゆざっ子支援金支給事業：継続（健康福祉課）

内 容：町内に住所を有する0歳から3歳までの子どもを養育する者に対し、子育てに係る経済的負担軽減のため給付金を支給する。

助成額：子ども 1人当たり 1.5 万円／月

② 子育て支援センターの利用促進：継続（健康福祉課）

内 容：小学校就学前の児童をもつ家庭を対象に、育児相談、子育て情報の提供等の子育て支援事業を実施している。

③ ひとり親家庭等教育応援手当事業：継続（健康福祉課）

内 容：小学生から高校生までの児童を養育するひとり親世帯へ応援手当を支給し、教育環境の向上と福祉の増進を図る。

助成額：児童1人あたり 5 万円／年

(3) 産業振興及び雇用対策

1) 就職及び創業支援

仕事は移住を決めるポイントの一つです。通勤圏の庄内北部定住自立圏域（遊佐町、酒田市、庄内町、三川町）での就職活動を支援します。マルチワーカーといった多様な働き方を支援して雇用の確保を図り、遊佐町商工会、地域金融機関との連携のもと、起業者への支援も行います。

【施策内容】

① IJU ターン定着促進助成金：継続（企画課）

内 容：庄内北部定住自立圏外に1年を超えて住所を有し、町内に居住する意思のある40歳未満の方に対し助成を行う。

助成額：庄内北部定住自立圏域で公的機関が実施する就職面接会等に参加する際の交通費の1/2を助成（上限額：町内事業所2万円、その他1万円）

② 創業支援事業：継続（産業課）

内 容：遊佐町商工会が主体となって行う創業塾・セミナーへの斡旋、個別相談会等を実施する。創業塾の修了を町が証明することで、創業者への国の支援を拡充する。地域課題解決型ビジネスの創出を支援し、創業による地域課題解決と移住定住の促進を図る。

③ 雇用のマッチング支援事業：新規（企画課）

内 容：特定地域づくり事業協同組合または民間事業者との連携といった方法で、マルチワーカーと事業者のマッチングを図り、雇用を確保する事業を検討します。

④ 移住支援金事業：継続（企画課）

内 容：国・県・町が共同して移住支援を実施する。東京圏から移住して就業・起業に至った場合、世帯の状況に応じて移住支援金を支給する。

助成額：世帯100万円（2人以上同一世帯）単身60万円

2) 企業立地の推進

「働き場の確保」は喫緊の課題です。企業誘致の推進、工場の増設等への支援を継続して、雇用の安定と拡大を目指します。

【施策内容】

① 企業立地等助成事業：継続（産業課）

i) 企業奨励金（企業奨励条例）

内 容：工場等を新設、増設した場合で、各種要件を満たす工場等の設置者に奨励金を交付する。

助成額：固定資産税相当額を5か年交付

ii) 用地取得助成金（企業立地促進条例）

内 容：製造業等の事業で、準工業地域、工業地域等に用地を取得し、各種要件を満たす工場等の設置者に助成金を交付する。

助成額：用地取得価格の30%、但し限度額3,000万円（鳥海南工業団地の未造成地取得の場合は上限額5,000万円）

3) 農業後継者の育成

新規就農支援や地域おこし協力隊活用等で、農業後継者育成を図り、定住に繋げます。

【施策内容】

① 新規就農サポート支援事業：新規（産業課）

内 容：農業に従事しようとする者の研修期間の生活・住宅支援や、親元就農者への補助、新規就農者等が農業関係の資格・機械を取得した際に費用の一部を支援することで、農業関係の後継者不足解消と定住人口の増加を図る。

(4) 移住希望者の定住促進

1) 空き家利活用の移住支援と移住後のフォローの充実

空き家利活用による移住環境整備を支援し、住まいの面での受け皿を整えていきます。定住促進は、町の「おもてなしの力」が問われます。移住後のフォローはとても大切で、孤立や生活問題は移住者の暮らしの大変な重荷です。

町では、空き家調査、移住希望者の空き家案内や集落との調整、定住後は移住者の相談支援を担う「集落支援員」を2012（平成24）年度から配置しています。2015（平成27）年度には、NPO法人いなか暮らし遊佐応援団が設立し、移住者や移住希望者の相談窓口として集落支援員と連携した活動を行ってきました。

2026（令和8）年度からは集落支援員を各地区まちづくりセンターに配置して、新たに空き家移住支援員を設置します。集落支援員は地区の課題解決の業務を行い、これまで集落支援員が担ってきた業務は、空き家移住支援員が引き継ぎます。

主な生活拠点とは別に特定の地域に生活拠点を設ける「二地域居住」のニーズを把握し、空き家利活用と地域生活のサポートを図ります。

2010（平成22）年度から配置の「地域おこし協力隊」は、地域活性化の支援活動をしており、協力隊員は都市部等からの移住者であることから、移住セミナー、移住相談等で移住者として支援と助言を行っています。今後も、協力隊員の退任後の定住に向けた支援を充実させ、地域活性化の維持を図ります。

【施策内容】

① 買い物環境充実支援事業：新規（企画課）

内 容：高齢者、出産・育児などにより、外出による食料や生活必需品等の買い物が困難な方のため、買い物支援事業（移動販売・宅配・移動手段確保等）を検討する。

② 空き家活用多機能型住宅活用事業：継続（企画課）

内 容：令和5年度、町が空き家を借り上げて、移住希望者が本町での生活体験を行う拠点となる「お試し体験住宅」を株式会社良品計画の企画デザインにより、改修整備した。当住宅をお試し移住体験の施設として活用し、移住に繋げていく。

③ お試し住宅利用促進補助金：継続（企画課）

内 容：お試し移住体験を利用する世帯に対し、本町来町時の交通費分の助成を行う。
助成額：交通費（公共交通機関使用費用、自動車レンタル代、燃料代、駐車場代、高速道路料金等）の全額上限（単身 30,000 円、複数者世帯 120,000 円）

④ 空き家利活用促進事業（家財道具搬出処分費補助）：継続（企画課）

内 容：空き家情報活用制度（空き家バンク）の活性化を図るため、空き家バンク登録された空き家に残存する家財道具等（ハウスクリーニング含む）にかかる費用に対する補助金の交付を行う。物件の所有者等が荷物の片付けの負担が軽減され、空き家への入居が円滑に行えるようになる。

助成額：処分等に掛かった費用の1/2（上限20万円）

⑤ 空き家バンク物件改修工事助成事業：継続（企画課）

内 容：空き家情報活用制度（空き家バンク）の活性化を図るため、空き家バンクに登録された空き家を購入・賃借した場合の改修工事費を助成する。

助成対象：空調設備・電気設備・水回り（トイレ・風呂）改修工事、上下水道改修工事
※町内業者の施工に限る

助成額：工事費の1/2（上限20万円）

⑥ 集落支援員の配置・活用：継続（企画課）

内 容：各地区まちづくりセンターに集落支援員を配置し、集落の点検、課題抽出と解決に向けた支援を行う。

⑦ 空き家移住支援員の配置・活用：新規（企画課）

内 容：空き家移住支援員を配置し、空き家調査の実施と、空き家バンク登録制度の活用による移住希望者への相談支援と移住後の地域での生活相談支援を行う。

⑧ NPO 法人いなか暮らし遊佐応援団との連携：継続（企画課）

内 容：移住定住相談、遊佐町 IJU ターン促進協議会ホームページ等のインターネットによる情報発信、移住者交流会、首都圏等での移住セミナー参加、お試し移住体験事業等を NPO 法人いなか暮らし遊佐応援団と連携して実施する。

⑨ 地域おこし協力隊の活用：継続（企画課）

内 容：地域おこし協力隊が移住者としての経験を活かし、移住相談等で移住希望者の助言を行う。協力隊員の退任後の定住支援を行うことで地域定着と地域活性化の維持を図る。地域おこし協力隊インターーン制度の活用を検討し、移住定住の取り組みを促進する協力隊員の確保を目指す。

2) ゆざを好きになる、ゆざに住みたくなるきっかけづくり

町と移住希望者との接点をつくり、移住促進に向けた町の魅力と生活情報を発信するなど、移住希望者が「ゆざを好きになる、ゆざに住みたくなる」きっかけづくりを進めます。

ふるさと町民制度等、関係人口を創出する事業に取り組み、ふるさと納税といった町の施策への応援や将来的な移住につながる関係性を町外在住者と構築し、維持します。

また、町外居住の町出身者が U ターンしたくなるイベントを開催し、「離れていても故郷がそばにある」ことが感じられる事業を展開します。

【施策内容】

① 関係人口の創出拡大事業：継続（企画課）

内 容：ふるさと町民制度、ふるさと納税、若者ふるさと回帰推進事業、共同宣言事業等と連携しながら、町と町外に居住しながら本町との関わりを希望する方々を結びつけるネットワークを構築することで関係人口の創出を図る。

※具体的取り組み：HP 作成と情報発信、ふるさと町民制度の拡充、保育園留学等の関係人口創出事業の企画・実施、移住希望者と町民との現地交流会、地域課題解決型インターンシップ事業、三十路成人式事業、首都圏交流会等

② ちょっと遊佐暮らし体験ツアー：継続（企画課）

内 容：主に首都圏・東北管内の居住者で、移住先として遊佐に少し関心を持っている層をターゲットとした短期間の体験ツアーを実施する。町の移住者との交流や、観光地を巡り、町の魅力を知ってもらうことで移住へのきっかけをつくる。

③ 若者ふるさと回帰推進事業：継続（企画課）

内 容：若者交流事業実行委員会や地域おこし協力隊とも連携しながら、町外に居住する遊佐町出身者等とのネットワークを構築しながら、交流イベントを開催する。

3) IJU ターンの推進

IJU ターンの推進には、移住希望者への情報提供とアプローチを官民一体で行う必要があります。町独自の事業も必要で、子育て世帯をターゲットとして施策を展開します。

【施策内容】

① 遊佐町 IJU ターン促進協議会の運営：継続（企画課）

内 容：町内の各種団体の力を一つにし、連携施策も展開しながら、移住定住者への働きかけを行う。

構成団体等：町、農業委員会、区長会、農協、生活クラブ生協連合会、商工会、漁協、土地改良区、観光協会、総合交流促進施設㈱、不動産業者、建設業組合、移住相談団体、集落支援員、等々

② 子育て世帯移住奨励金：継続（健康福祉課）

内 容：定住を目的として移住した 0 歳から義務教育課程までの子どもを有する子育て世帯に対し、奨励金を交付するもの。

助成額：子ども 1 人当たり 1.5 万円／月（3 年を限度に交付）

③ 移住交流推進支援事業：継続（企画課）

内 容：首都圏の若者や生活クラブ生協会員を中心に参加者を募り、農作業体験や交流会で農業への理解や地域の魅力を感じてもらう。就農と移住への発展を促進し、生活クラブ組合員の夢都里路クラブによる援農事業を実施する。

助成額：負担金として 80 万円／年

4) PR・情報提供

日本海、鳥海山、鮭が遡上する月光川、安全・安心の米を産む庄内平野、メロン、ごぼう、大根など美味しい野菜を育む庄内砂丘、豊富な湯量を誇る鳥海温泉など6大自然に恵まれた町の特色をPRし、新規就農者、定年帰農者や、田舎暮らし希望者等の定住促進を図ります。空き家情報活用システムにより、空き家や空き地の有効活用を促進して、人口増につなげます。

米の生産・流通・消費に関して、生活クラブ連合会と町は50年以上に渡り、提携産地として結びついてきました。交流の歴史をもとに、農村と都市との連携進化による生活課題の解決を目指した「共同宣言事業」の展開により、移住定住施策を推進します。

【施策内容】

① 情報提供事業：継続（企画課）

内 容：遊佐町 IJU ターン促進協議会ホームページの更新を定期的に行い、各種情報誌やその他広報媒体を通じた情報発信を積極的に実施する。移住後の生活を知るきっかけとするため、移住者を紹介する動画作成と配信、オンライン方式を含む移住セミナー開催を定期的に行い、より遊佐を知る機会を増やす。

② ワンストップ相談窓口体制の構築：継続（企画課）

内 容：定住施策に関する情報等を一元化して移住希望者へ提供することで、相談サービスの向上を図る。

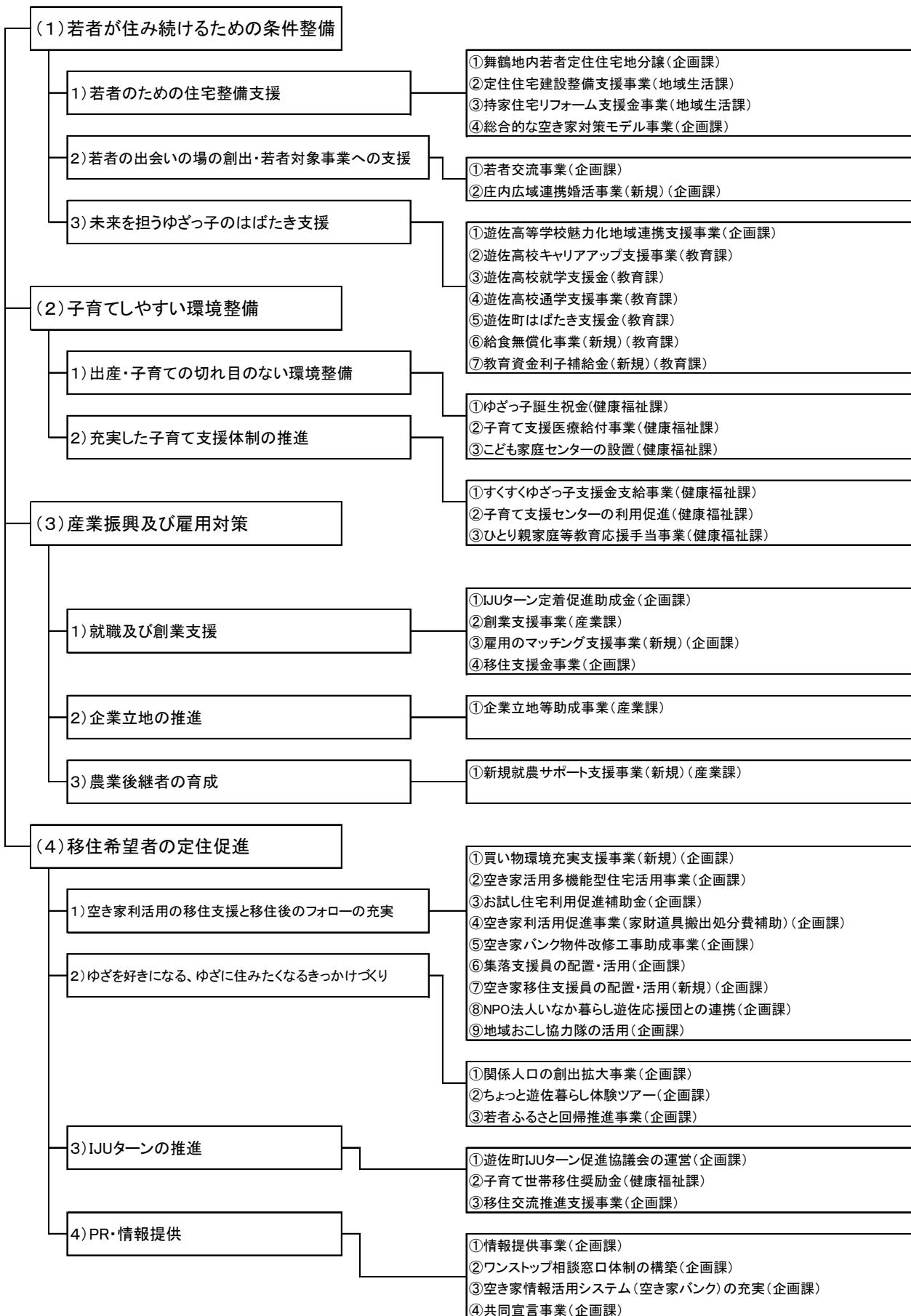
③ 空き家情報活用システム（空き家バンク）の充実：継続（企画課）

内 容：町に登録した空き家の外観写真、間取り、位置図をホームページに掲載して公表する。利用登録者と空き家所有者とのマッチングを行う。

④ 共同宣言事業：継続（企画課）

内 容：2015（平成25）年、町と生活クラブ連合会、農協の三者が長い提携と交流の歴史の上に立ち、連携と共同のもとにお互いの地域、生活課題を解決するために「地域農業と日本の食料を守り、持続可能な社会と地域を発展させる共同宣言」を締結した。共同宣言事業は「雇用型就農プロジェクト」「食育プロジェクト」「環境保全プロジェクト」に取り組み、そのうち、「雇用型就農プロジェクト」は移住定住における雇用型就農の事業展開を検討する。

施策体系図



IV 参考資料

遊佐町定住施策庁内連絡会議委員 及び 定住促進計画策定ワーキンググループ (WG)

委員・WG：令和7年6月

No.	役職	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	委員	健康福祉課	課長補佐兼 子育て支援係長	阿部 真喜子	座長 子育て支援
2	〃	健康福祉課	保健師長	佐藤 昭子	母子保健、 看護師等就学支援
3	〃	企画課	企画係長	佐藤 裕也	遊佐高校魅力化 地域連携支援
4	〃	産業課	産業創造係長	伊藤 正美	工業団地への企業 誘致、雇用促進
5	〃	産業課	課長補佐兼 農業振興係長	斎藤 浩一	新規就業者支援 生協等交流促進
6	〃	地域生活課	管理衛生係長	佐藤 佳絵	住宅建設、取得、リフ オーム等促進
7	〃	町民課	町民係長	太田 さおり	人口動態把握
8	〃	農業委員会	農地管理係長	石垣 学	帰農者への 農地確保等
9	〃	教育委員会 教育課	総務学事係長	曾根原 優	遊佐高校支援

事務局

No.	役職	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	局長	企画課	課 長	渡会 和裕	
2	局員	企画課	課長補佐兼 定住促進係長	池田 源威	移住、定住促進
3	〃	〃	主 任	佐藤 結	若者交流、婚活等

◇遊佐町定住施策庁内連絡会議の開催

	開 催 日	検 討 内 容
第1回	令和7年6月4日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・定住促進計画の策定について ・各課定住施策の進捗状況及び今後の展開について

◇定住促進計画策定ワーキングの開催

	開 催 日	検 討 内 容
第1回	令和7年6月4日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・定住促進計画策定スケジュールについて ・各課定住施策の進捗状況の確認について
第2回	令和7年7月25日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・定住促進計画策定作業の確認について 【以降の作業】 <p>○8～9月 具体的施策内容の見直し作業 ○12～1月 総合発展計画、アンケート等の具体的施策への反映作業</p>
第3回	令和8年1月6日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の確認作業について ・策定スケジュールについて

◇第4次定住促進計画策定アンケート実施の結果と分析

1. 実施期間／令和7年10月10日（金）～11月10日（月）
2. 配布数／総数 42名 回答数15名（回答率35%）

移住者22名（NPO法人いなか暮らし遊佐応援団、遊ぶ通信配布者）
関係者20名（遊佐町IJUターン促進協議会委員）
3. 設問／3問
 1. 「若者が住み続けたいまちづくり」のためにどんな移住・定住施策が必要ですか。
移住者 → 2. 移住・定住後の率直な感想を教えてください。
 - IJU委員 → 2. 移住希望者に町での暮らしについてアドバイスがあればお願ひします。
 3. その他、移住・定住施策に関してご意見があればお願ひします。
4. 結果分析／アンケートを分析した結果、以下のような町における移住・定住施策に関する主な意見、課題、および提案がありました。
 - (1) 移住・定住施策の現状と評価

町の移住・定住施策については、既存のメニューが充実しており、子育てから仕事、移住に至るまで、多種多様な支援対策が事業化されていると評価されています。これ

らの施策は、県内その他自治体と比較しても劣らない「切れ目の無いサービス」になっているとの見解もあります。特に、定住支援ガイドに多くの支援対策が盛り込まれているため、この事業の継続的な実施が重要と考えられています。

一方で、定住促進計画は子育て世代の移住を目標としているものの、実際に移住しているのはより高い年齢層が多いという指摘があります。

(2) 主要な課題と対策

アンケート結果から導き出される主要な課題は、「雇用・経済」「住居・空き家」「地域社会との関わり」の3点に集中しています。

①雇用と経済の課題（若年層の定着の最大の障壁）

若者が町に「戻れる・住み続けられる」状態を作るための最重要ポイントは、若年層の雇用機会の拡大です。仕事がない、賃金単価が安いという現状があります。特に若者の子育て世代にとって、安定した雇用と個人所得の改善が難しく、これが移住を断念する最大の要因となっています。移住者は雇用先を選ぶ以前に、希望する職場が存在しない状況に直面しています。

対策としては、町外と比較しても魅力ある雇用条件と仕事の種類を増やすことが不可欠です。高速道路の整備、道の駅の移転拡充、洋上風力発電関連事業などの機会を捉え、新たな雇用創出・観光・関係人口の増加につなげるための戦略が必要です。

飲食、観光、関連産業企業の誘致など、長期的・安定的な雇用創出につながる取り組みが町の将来に直結するという意見が多く、起業がしやすい環境を整備することや、多くの雇用を生むような工場の誘致が求められています。

新規就農希望者に対して、町主導で研修先農家とマッチングする窓口制度があると理想的だという意見もあります。

②住居（特に単身・賃貸）と空き家対策

老若男女問わず単身向けの住宅がほぼ皆無であるため、若者を取り込むには住宅環境の整備が必須と指摘されています。賃貸住宅の不足が課題であり、町が作るか、民間が賃貸住宅経営をしやすくなるような補助メニューの策定が有効とされています。

空き家が多すぎて景観を害しており、有害鳥獣の住処にもなるため、町として対策を急ぐ必要があります。空き家バンクで、いきなり不動産を購入することに敷居の高さを感じる移住希望者にとって、貸家の数が少ないことが移住決断の難しさにつながっています。

対策として、空き家実態調査と情報収集、リフォーム支援、SNSを活用した物件情報の見える化を強化し、移住のハードルを下げる必要があります。空き家バンクの体制を充実させるため、空き家の所有者等の総合的相談窓口を設置し、専門家や専門業者と連携して適正管理・利活用を図る取り組みが提言されています。

空き家の所有者の不安を解消するため、賃貸に関する問題や割合を調査し周知すること、また、設備が壊れた場合の対処方法などのマニュアル作成を含め、町が関与できることは関与していくべきです。

農地法改正（2023年4月）に伴い、農地つき空き家（小規模農地つき）を新規分野として募集する提案があります。これは兼業農家やプチ農家（定年帰農含む）を支援する可能性があります。

若者定住を促進するため、町営住宅を建設後一定期間（10～20年以内）で賃貸入居者に払い下げる制度や、新築住宅を「みなし町営住宅」として初期資金負担を抑えるリレー支援が提案されています。

③地域との関わりと生活インフラ

移住者が地域への関わりを持つために、集落の行事や習慣など事前に情報提供があれば、行事などに参加しやすくなります。 地域行事に参加することで、人とのつながりが生まれやすく、生活がスムーズになるとされています。

子どもが地域行事に参加し自分の役割を持つ仕組みづくりは、将来「遊佐に戻る・残る」意識につながるため、学校との連携を含め重要です。

中長期的な地域づくりの担い手を育成するため、30～50代が仕事・子育てと両立しやすい形で自然に参加できる仕組みづくりが必要です。

「集落支援員」のような人が集落の中にいると、単身移住者にとって心強いという意見があります。 集落活動において、前例踏襲の行事や無住の神社・集会所の必要性を見直し、外で働く世帯の負担を軽減する必要があるという意見も出ています。

交通の不便さ、物価の高さ、商品や店の少なさ、店の閉店時間の早さが、移住者だけでなく元々住んでいる人にとっても不便である可能性があります。特に物価は競争相手が少ないために安くはないとの指摘もあります。

町内に日常的に通える産婦人科・小児科・整形外科がなく酒田市まで通う必要があり、医師の誘致や交通費の助成が求められています。

夜間や緊急時に応える民間タクシーやライドシェアのシステム（特に遊佐・吹浦駅などに来てくれるもの）があると良いとされています。

④多様な移住者層への視点

若者の移住促進が主眼とされていますが、アンケートからは他の層への視点も提案されています。

中高生が町を離れた後、「何となく戻ってきた」ではなく、明確な意識を持って戻ってきてみたいと思えるよう、町の自然や人とのふれあいの素晴らしさ、産業振興などをPRする必要があります。

60代後半で移住し、仕事を見つけて快適に暮らしている事例が紹介されており、若者だけでなく年配者の移住も視野に入るべきという提案があります。シルバー人材センターを通じた働き場所の提供や、高齢者向け施設や介護制度の充実、サークル活動の紹介などをPRすることが効果的だと考えられます。

最近注目され始めた二拠点居住は、空き家の有効活用や遊佐町を知ってもらうきっかけとなり、やがて定住につながる可能性があるため、施策の一つとして検討すべきです。

⑤町の魅力と PR ポイント

町は、鳥海山の神々しい姿、丸池様、豊かな自然環境、おいしい空気、水、食べ物に恵まれており、これが移住のきっかけになっているケースもあります。

積極的に発信すべき情報としては、以下のようなものがあります。

- ・住宅取得費の安さ
- ・気候的な利点（内陸よりも夏は涼しく、冬は暖かく、雪が少ないこと）
- ・渋滞がなくストレスフリーな車社会であることや積雪対策
- ・地域の行事やイベントが豊富で休日を満喫できる点
- ・地域の方との上手な関わり方
- ・民俗文化が豊かであること（杉沢比山、大物忌神社、アマハゲなど）

（3）定住促進計画への提案

今後は、人口減少社会において減少幅を少なくしていくことに取り組み、将来的にはより効果的かつシンプルでコンパクトな行政・行政サービスが必要とされます。

対策の三本柱として、「人」（移住者）、「仕事」（起業）、「お金」（経済）の移住が挙げられています。若者が暮らす遊佐町の将来のビジョンを提示すること（定住計画）や、遊佐町だからこそできる「田舎暮らしのビジョン」（都市部との比較）を具体的に提示することが求められています。

個人の移住相談は同時に定住の相談であり、質問に答えるだけでなく、質問に応えるというサポート姿勢が重要とされています。

NPO 法人いなか暮らし遊佐応援団と空き家移住支援員は、空き家の紹介、起業・創業にかかる移住定住トライアルの開始、そして移住者の定住ケア事業などを通じて、人の力をまちのエネルギーにする役割を担うことが期待されています。

（4）総括

遊佐町の移住定住施策は、手厚い支援体制という利点がありますが、その一方で、若者の定着を図るためにには、生活の基盤となる安定した雇用と、単身者や賃貸希望者に対応できる住宅の提供という、困難かつ重要な課題の解決が急務であることが読み取れます。将来的な若者回帰のための取組み、二拠点居住、年配者のセカンドライフの場所として選ばれるための戦略構築も同時に必要とされています。

遊佐町定住施策に関する実施状況 (R3～R7)

遊佐町の人口				
年度	R3	R4	R5	R6
人口	12,973	12,719	12,370	12,043
前年度比	△ 321	△ 254	△ 349	△ 327

住民基本台帳（各年度末）より

事業名／事業内容 ※事業名はR3時点		参考指標	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7計画
1 若者住宅建設支援事業（定住住宅建設支援金）	開始年度：H23 【R3～R5管理係】【R6～管理衛生係】	件数	20	25	16	24	
・対象：町内に専用・併用住宅を建設する者		交付金額	27,200,000	33,400,000	21,600,000	32,600,000	
・助成額：対象工事費の12%（上限120万円）但し、40歳未満の町内在住者、若しくは町外在住者は対象工事費の12%（上限140万円）		対象工事費	527,984,176	755,661,557	494,714,541	818,848,878	
2 若者住宅建設支援事業（定住住宅取得支援金）	開始年度：H22 【R3～R5管理係】【R6～管理衛生係】	件数	7	8	8	9	
・対象：町内の建売、中古住宅を取得し定住する者		交付金額	2,830,000	4,500,000	6,540,000	6,600,000	当初予算 25,000,000
・助成額：対象取得費の12%（上限120万円）但し、40歳未満の町内在住者、若しくは町外在住者は対象工事費の12%（上限140万円）		対象取得費	23,720,000	37,600,000	66,820,184	46,770,000	
3 若者住宅建設支援事業（定住賃貸住宅建設支援金）	開始年度：H22 【R3～R5管理係】【R6～管理衛生係】	件数	0	0	0	0	
・対象：町内に、賃貸住宅を建設する者		交付金額	0	0	0	0	
・助成額：集合住宅の場合1戸当たり120万円（上限1,000万円）／戸建ての場合1戸当たり170万円（上限1,000万円）		対象工事費	0	0	0	0	
4 持家住宅リフォーム支援金事業	開始年度：H26 【R3～R5管理係】【R6～管理衛生係】	予算	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	
・対象：申請段階で工事に着手していないこと、町内の建設業者と契約すること、下水道又は合併浄化槽に接続している又はすること、町県民税に滞納がない者、遊佐町在住でない者は工事後に移住することが確実な者		件数	194	181	176	167	当初予算 40,000,000
・助成額：費用20万円以上の工事費の12%。下水道接続工事と同時にを行う場合は、対象工事100万円まで22%、超える分は12%（上限100万円）		交付金額	49,370,000	49,630,000	49,800,000	49,180,000	
5 遊佐高校県外志願者支援事業 開始年度:H30 H30～R3【総務学事係】	遊佐高等学校魅力化地域連携支援事業 開始年度：R4【企画係】	県外留学生 入学者数	2	7	8	7	
平成30年度より県外志願者の入学が認められたことから、遊佐高校への入学志願者への情報発信として、関係者が連携して取り組み、地域みらい留学合同説明会や個別相談会、体験プログラムを実施する。また、コーディネーターや地域おこし協力隊、生活相談員を配置し、生活・住居の支援を行う。併せて、将来的な関係人口の創出・拡大を目指し、全国から生徒が集まるような遊佐高校の魅力化について学校・地域・行政が連携して取り組み、生徒の学び・体験の充実と地域の持続化を図る。		予算	9,000,000	23,664,000	39,984,000	44,628,000	当初予算 42,635,000

遊佐町定住施策に関する実施状況 (R3～R7)

遊佐町の人口				
年度	R3	R4	R5	R6
人口	12,973	12,719	12,370	12,043
前年度比	△ 321	△ 254	△ 349	△ 327

住民基本台帳（各年度末）より

事業名／事業内容 ※事業名はR3時点		参考指標	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7計画	
6	舞鶴地内若者定住地分譲事業 開始年度：R元 【R元～R2管理係 R3～定住促進係】	分譲区画	0	0	0	5	分譲区画 4区画	
当初、分譲の9区画はR3で販売完了。R5で民間貸付事業の4区画を貸付から分譲に用途変更して、R6から5区画を分譲販売開始。若者の町内への定住と住宅取得を促進するため、舞鶴地内の町有地を宅地造成し、分譲を行う。		売却区画	0	0	0	1		
		売却済額	0	0	0	5,154,840		
7	舞鶴地内若者定住住宅地建設整備支援事業 開始年度：R元 R4まで事業廃止【R元～R2管理係 R3～R4定住促進係】	予算	19,800,000	9,400,000			当初予算 1,700,000	
・目的：遊佐字舞鶴地内における若者の定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図るため、予算の範囲内で舞鶴地内若者定住住宅地建設整備支援事業支援金を交付する。 ・対象：舞鶴地内若者定住住宅地に賃貸住宅を新築する事業者（公募） ・支援金：①賃貸住宅新築支援金②地盤改良工事支援金 【R5】舞鶴地内の民間貸付は実施せず分譲販売に計画変更		交付累計額	8,235,000	9,394,000				
		戸数	3	3				
8	空き家再生地域おこし事業 開始年度：H29 【定住促進係】	予算	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	当初予算 1,700,000	
空き家を店舗等に改修し、移住者に貸出しをする。新たな感性を持って、遊佐町の風土に価値観を見いだせる人を誘致・発掘し、自宅を創作拠点に起業し、クリエイティブな活動を通して、地域コミュニティに活気を与えられる職種に、店舗を貸出し、費用の支援を行い、最終的には購入と定住につなげていく。 【H29～R2】空き家を10年町で借り上げてリフォームを施し、起業希望の移住者に賃貸。3年間家賃補助（全額）。 【R3～】移住希望者が空き家を活用して事業を行う場合に必要なリフォーム工事費を補助する補助方式に変更して実施（補助率：工事費の2/3、上限170万円）		件数	0	1	0	0		
		実績額	0	770,000	0	0		
9	総合的な空き家対策モデル事業 開始年度：H30 【定住促進係】	空き家再生	0	0	0	0	物件の掘り起こし	
県、県住宅供給公社、東北芸術工科大学、町の4者協定により、空き家を一体的に活用するための課題解決を行うもの。空き家再生実績1件（R元）								
10・11	遊佐町若者交流事業・婚活イベント開催支援事業 開始年度：H22 【定住促進係】	セミナー・イベント数	0	0	0	0	3	
出会いの機会を提供し、成婚率を高め、出生数の増加に繋げる。・婚活セミナー、婚活イベントの開催 ・対象：20～39歳（20～45歳の場合あり）の男女		参加者数	0	0	0	0	20	
		男女別	0	0	0	0	男10 女10	

遊佐町定住施策に関する実施状況 (R3～R7)

遊佐町の人口				
年度	R3	R4	R5	R6
人口	12,973	12,719	12,370	12,043
前年度比	△ 321	△ 254	△ 349	△ 327

住民基本台帳（各年度末）より

事業名／事業内容 ※事業名はR3時点		参考指標	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7計画
12	テレワーク・ワーケーション体験支援事業 開始年度：R4 R6まで事業廃止【定住促進係】	予算		200,000	400,000	400,000	
【R4～R6】県外在住のテレワーク・ワーケーションを希望する個人に向け、町内宿泊施設に5泊以上滞在し、本町での生活を体験する方の体験滞在に係る交通費・宿泊費に対し助成を行う。補助率1/2。上限5万円。		交付件数		0	0	0	
		交付額		0	0	0	
13	I J Uターン定着促進助成金（移住希望者向け） 開始年度：H28【定住促進係】	予算	900,000	900,000	880,000	820,000	当初予算 100,000
・対象：庄内北部定住自立圏外に1年を超えて住所を有し、町内に居住する意思のある40歳未満の方 ・助成内容：庄内北部定住自立圏域で公的機関が実施する就職面接会等に参加する際の交通費の1/2を助成（上限額：町内事業所2万円、その他1万円）		件数	1	2	0	0	
		実績額	100,000	400,000	0	0	
14	I J Uターン定着激励金（I J Uターン者向け） 開始年度：H28【定住促進係】 R6まで事業廃止【定住促進係】	予算	700,000	700,000	700,000	700,000	
・対象：庄内北部定住自立圏外に1年を超えて住所を有し、町内に居住する意思のある40歳未満の方 ・助成内容：庄内北部定住自立圏域で公的機関が実施する就職面接会等に参加する際の交通費の1/2を助成（上限額：町内事業所2万円、その他1万円）		件数	1	2	0	1	
		実績額	100,000	400,000	0	100,000	
15	移住支援金事業 開始年度：R元 【定住促進係】	支援者数	0	0	0	0	1
県と町が共同して移住支援、マッチング支援、起業支援を実施するもの。 東京圏から移住して就業または起業しようとする者が転居・就業、又は起業・定着に至った場合移住支援金（就業上限100万円、起業300万円）を支給する。		金額	0	0	0	0	1,000,000
16	空き家活用多機能型住宅整備事業 開始年度：H25 【定住促進係】	予算	0	0	8,000,000	0	1
町が空き家を借り上げて改修し、移住希望者が本町での生活体験を行う拠点となる「お試し住宅」の新たな整備を行う。		件数	0	0	1	0	1,000,000

遊佐町定住施策に関する実施状況 (R3~R7)

遊佐町の人口				
年度	R3	R4	R5	R6
人口	12,973	12,719	12,370	12,043
前年度比	△ 321	△ 254	△ 349	△ 327

住民基本台帳（各年度末）より

事業名／事業内容 ※事業名はR3時点		参考指標	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7計画
17	お試し住宅利用促進補助金 開始年度：R4 【定住促進係】	予算		300,000	960,000	960,000	2,160,000
	本町滞在期間中の町等が行う移住体験プログラムの受講を条件に、お試し住宅を利用する世帯に対し、本町来町時の交通費分の助成を行う。交通費（公共交通機関使用費用、自動車リース代、燃料代、駐車場代、高速道路料金等）の全額。ただし、単身の場合は30,000円、複数者世帯の場合は120,000円を上限とする。年度内1世帯1回のみ利用可能。	交付件数		3	4	18	18
		交付額		168,000	146,000	943,000	
18	移住生活準備支援金事業 開始年度：R4 R6まで事業廃止【定住促進係】	予算		780,000	1,560,000	0	当初予算 1,000,000
	移住促進と移住後の生活安定までの支援のため、求職期間中の生活費支援として、若者移住世帯を対象に町内で利用可能な商工会発行の商品券を交付。ただし、5年間本町在住を条件とする。補助額・補助期間は、若者世帯（全員が40歳未満） 2万円×12か月分、単身（18歳以上40歳未満） 1万円×12か月分。	交付件数		1	2	0	
		交付額		30,000	110,000	0	
19	空き家利活用促進事業（家財道具搬出処分等補助）開始年度：H26【定住促進係】	予算		800,000	1,000,000	1,000,000	当初予算 1,000,000
	空き家情報活用制度（空き家バンク）の活性化を図るため、空き家バンク登録された空き家に残存する家財道具（ハウスクーリーニング含む）等にかかる費用に対する補助金の交付を行う。物件の所有者等が荷物の片付けの負担が軽減され、空き家への入居が円滑に行えるようになる。処分等に掛かった費用の1/2、上限20万円。	件数		5	4	3	
		実績額		417,000	334,000	575,000	
20	移住空き家利活用支援事業（リフォーム費補助） 開始年度：H26【定住促進係】	予算		1,200,000	1,820,000	1,480,000	当初予算 1,480,000
	空き家情報活用制度（空き家バンク）の活性化を図るため、空き家バンクに登録された空き家を購入・賃借して改修した場合に一部を補助するもの。令和3年度より、10年間賃貸住宅として活用する物件のリフォーム費用補助も追加した。	件数		3	0	3	
		実績額		657,000	0	732,000	
21	集落支援員の配置・活用 開始年度：H24【定住促進係】	登録空き家軒数	162	170	186	196	216 (プラス20軒)
	・集落の巡回、点検及び課題整理 ・移住希望者と集落との話し合いの調整 ・空き家の調査 ・移住希望者の空き家の現地案内 ・空き家データベースの作成 ・実際の移住定住者へのアフターフォロー	対応者（組）数	23	11	12	12	20
		移住者数	8組17名	12組21名	10組19人	14組28名	20組40人

令和7年4月1日現在

遊佐町定住施策に関する実施状況 (R3~R7)

遊佐町の人口				
年度	R3	R4	R5	R6
人口	12,973	12,719	12,370	12,043
前年度比	△ 321	△ 254	△ 349	△ 327

住民基本台帳（各年度末）より

事業名／事業内容 ※事業名はR3時点		参考指標	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7計画
22	関係人口創出拡大事業 開始年度：R4【定住促進係】	開催回数	参加人数	0	0	1	1
	ふるさと町民制度、ふるさと納税、若者ふるさと回帰推進事業、共同宣言事業等と連携しながら、町と町外に居住しながら本町との関わりを希望する方々とを結びつけるネットワークを構築し、インターネットを活用した情報発信や町民との交流、ニーズ調査等を基にした関係人口参加事業、首都圏等での交流会等を企画・実施する。	0		0	23	40	
23	田舎暮らし体験ツアー 開始年度：H25【定住促進係】	ツアーツアー	5/6～2/25 わがままチョイスプラン	5/9～2/24 わがままチョイスプラン	7/23～25 鳥海登山ツアー	実施なし	年1回
	関東・東北管内の地方に移住を考えている若者をターゲットとしたお試しツアー。農業体験や既に移住されている方々との交流会、観光地を巡る。 ※NPO法人いなか暮らし遊佐応援団への委託事業	参加者	お試し住宅利用 1組2人 ツアー参加者 1組2人	お試し住宅利用 5組13名 ツアー参加 0組	お試し住宅 4組8人 ツアー参加 2組2人	なし	ツアーパート 10組20人
24	情報提供事業 開始年度：H25【定住促進係】	ポスター設置箇所数	-	-	-	-	-
	移住定住パンフレット・ポスター作成。ホームページ・各種情報誌等での情報発信。	パンフレット配付箇所数	-	-	-	-	-
		HPサイトアクセス件数	平均：月2,087	平均：月2,042	平均：月2,141	平均：月2,343	平均：月2,500
25	若者・ふるさと回帰推進事業 開始年度：H28【定住促進係】	イベント数	1	2	1	0	1
	首都圏での情報発信、遊佐町出身者交流イベントへの開催支援。	参加者	11名	25名	11名	0	20名
26	遊佐町IJUターン協議会の運営 開始年度：H25【定住促進係】	交流イベント参加数	58	81	74	212	250
	町内の各種団体の力を一つにし、連携施策も展開しながら、移住定住者への働きかけを行う。 空き家利活用部会ほか、各種イベントに参加して遊佐町のPRと移住相談会を実施。	移住者数	1	6	4	0	5

令和7年4月1日現在

遊佐町定住施策に関する実施状況 (R3~R7)

遊佐町の人口				
年度	R3	R4	R5	R6
人口	12,973	12,719	12,370	12,043
前年度比	△ 321	△ 254	△ 349	△ 327

住民基本台帳（各年度末）より

事業名／事業内容 ※事業名はR3時点		参考指標	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7計画
27	移住世帯上水道使用料補助金交付事業 開始年度：H28【定住促進係】	該当世帯数	32	36	41	41	51
	家族が多い子育て世代の水道料金が家計費を圧迫され、暮らしにくい要因の一つとなっている。移住前の自治体の水道料並みになるよう、上水道料金の一部を補助し、生活が安定するまで支援を行う。移住してから3年間、上水道使用料に対し1m³140円の助成を行う。	金額	46,760	42,980	89,320	107,660	486,000
28	移住交流推進支援事業 開始年度：H23【定住促進係】	イベント回数	0			0	
	JJA庄内みどりが実施する首都圏の若者や生活クラブ生協会員を対象とした農作業、収穫体験や交流会経費に関し、町が負担金を助成	交付金額	0	800,000	800,000	0	800,000
		参加者延べ人数	0	115		0	
29	ワンストップ相談窓口体制の構築 開始年度：H25【定住促進係】	移住相談件数等	227	313	316	600	700
	移住希望者が必要な定住施策に関する情報等の一元化を図り、サービス向上を図る。	移住者数	8組17人	12組21人	10組19人	14組28人	20組40人
30	空き情報活用システム（空き家バンク）の充実 リニューアル年度：H24【定住促進係】	空き家登録総軒数	162	173	186	196	210
	・町に登録した空き家の外観写真、間取り、位置図をホームページに掲載し、公表 ・利用登録者と空き家所有者との連絡調整	新規登録軒数	15	13	13	10	20
		成約空家軒数 (移住者数)	5 (移住4件7名、住替え1件3名)	4 (移住2件2名、住替え2件3名)	5 (移住4件5名)	5 (移住4件5名)	20(40名)
31	共同宣言事業 開始年度：H25【定住促進係】	連携事業数	0事業	14事業	14事業	14事業	14事業
	平成25年1月26日に締結した共同宣言に基づき、生活クラブ、農協、町が連携事業を展開するもの。						

遊佐町定住施策に関する実施状況 (R3～R7)

遊佐町の人口				
年度	R3	R4	R5	R6
人口	12,973	12,719	12,370	12,043
前年度比	△ 321	△ 254	△ 349	△ 327

住民基本台帳（各年度末）より

事業名／事業内容 ※事業名はR3時点		参考指標	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7計画
32	新規就農者育成総合対策事業 開始年度：R4（農業次世代人材投資資金交付金事業）【農業振興係】 移住定住施策との関連性が薄いためR7から計上なし	給付金	2,177,412	3,868,068	5,611,069	6,229,260	
	【～R3】 経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に、経営開始型の給付金を給付、農業機械等導入支援。 経営開始型 助成額：一人あたり年間150万円（最長5年間） 【R4～R6】 経営開始資金 助成額：一人あたり年間150万円（最長3年間） 経営発展支援事業 助成額 事業費（上限500万円）× 3 / 4	人数	4	6	5	5	
33	新規就農者支援事業 助成内容拡大年度：R4【農業振興係】	予算	20,700	3,300	0	0	
	青年就農給付金対象者に、町単独で資格の取得に対して1/2 最大10万を上限に補助する。 【R7～】新規就農者サポート事業に統合。	件数	1	1	0	0	
34	チャレンジファーム農業研修生支援事業 開始年度：H27【農業振興係】	予算	1,360,000	865,000	940,000	940,000	
	新たに農林水産業に従事しようとする者の研修期間中の生活を町独自で支援することで県内外から新規就業希望者を確保し遊佐町における農林水産業の後継者不足を解消、さらには定住人口の増加を図ることを目的とする。【R7～】新規就農者サポート事業に統合	件数（研修生）	3	2	3	2	
35	新規就農者サポート支援事業 開始年度：R7【農業振興係】	予算					3,600,000
	農業に従事しようとする者の研修期間の生活・住宅支援や、親元就農者への補助、新規就農者等が農業関係の資格・機械を取得した際に費用の一部を支援することで、農業関係の後継者不足解消と定住人口の増加を図ることを目的とする。※R6までの新規就農者支援事業とチャレンジファーム農業研修生支援事業を統合し、内容を充実させたもの	件数（研修生）					5
36	企業奨励条例奨励金 助成内容拡大年度：H21【産業創造係】	件数	5	6	8	9	9
	・対象：工場等を新設、増設した場合で、各種要件を満たす工場等の設置者 ・助成額：固定資産税相当額を5か年交付	補助金	4,110,600	10,913,600	14,831,700	8,801,300	10,071,000

遊佐町定住施策に関する実施状況 (R3~R7)

遊佐町の人口				
年度	R3	R4	R5	R6
人口	12,973	12,719	12,370	12,043
前年度比	△ 321	△ 254	△ 349	△ 327

住民基本台帳（各年度末）より

事業名／事業内容 ※事業名はR3時点		参考指標	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7計画
37	企業立地促進条例 用地取得助成 助成内容拡大年度：H21【産業創造係】	件数	0	2	2	2	3
・対象：製造業等の事業で、準工業地域、工業地域等に用地を取得し、各種要件を満たす工場等の設置者 ・助成額：用地取得価格の30%、但し限度額3,000万円 (H29～鳥海南工業団地の未造成地取得の場合は上限額5,000万円)	補助金	0	1,740,000	14,590,000	31,500,000	50,000,000	
38	中小企業設備投資支援事業 開始年度：H27【産業創造係】 移住定住施策との関連性が薄いためR6から計上なし	件数	5	5	7		
・対象：工場等の新・増設、機械設備等を設置する中小企業者 ・助成額：投下固定資産総額100万円以上→経費の10%、上限100万円	補助金	2,282,000	2,377,000	4,986,000	0		
39	中小企業技術者養成研修補助制度 助成内容拡大年度：H22【産業創造係】 移住定住施策との関連性が薄いためR6から計上なし	件数	32件・12事業所	42件・16事業所	49件・17事業所		
・対象：研修会を開催し又は従業員を研修に参加させる中小企業者 ・助成額：講師の謝礼及び交通費等、研修参加は対象経費の受講料、交通費、宿泊費	補助金	1,030,545	1,372,000	1,456,000			
40	空き農地あっせん事業 開始年度：H25【農業委員会】 移住定住施策との関連性が薄いためR6から計上なし	問合せ件数	1	0	0		
空き農地の情報を管理し、農業をする者に売買・貸出しするもの。	貸出し者数	1	1	0			
41	看護師等奨学金貸付事業 開始年度：H25【健康支援係】 移住定住施策との関連性が薄いためR6から計上なし	給付件数	5	3	1		
看護師、准看護師を養成する学校等に在学する方に、就学等に必要な奨学金の貸付を行うもの。町内の医療機関に務めることが条件。 月額50,000円以内。貸付終了後3年以内で返還（免除制度有）	内町内者	1	1	1			
	給付金額	1,730,000	1,390,000	600,000			

遊佐町定住施策に関する実施状況 (R3~R7)

年度	R3	R4	R5	R6
人口	12,973	12,719	12,370	12,043
前年度比	△ 321	△ 254	△ 349	△ 327

住民基本台帳（各年度末）より

事業名／事業内容 ※事業名はR3時点		参考指標	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7計画
42	すくすくゆざっ子支援金支給事業 開始年度：H30【子育て支援係】 町内に住所を有する0歳から3歳までの子どもを養育する者に対し、子育てに係る経済的負担軽減のため給付金を支給する。 【H30～R5】子ども1人あたり月額10,000円 【R6～】子ども1人あたり月額15,000円	支援者数 (対象児童)	①183 ②201 ③212	①158 ②173 ③189	①141 ②148 ③173	①128 ②140 ③150	143
		金額	23,030,000	19,890,000	17,550,000	24,225,000	23,850,000
43	ひとり親家庭等教育応援手当 開始年度：R4【子育て支援係】 小学生から高校生までの児童を養育するひとり親世帯へ児童1人あたり年5万円を支給し、教育環境の向上と福祉の増進を図る。	対象児童数		117	110	110	118
		金額		5,900,000	5,500,000	5,500,000	5,900,000
44	子育て世帯移住奨励金 開始年度：H25【子育て支援係】 ・0歳～義務教育課程までの子ども連れで移住した世帯責任者に子ども一人当たり3年を限度に奨励金を交付 ・交付額：【H25～R5】子ども1人あたり月額10,000円 【R6～】子ども1人あたり月額15,000円	対象世帯総数	24	27	29	24	28
		対象児童数	32	39	41	40	46
		金額	3,710,000	4,130,000	3,470,000	6,990,000	6,378,000
45	遊佐町婚姻届等作成事業 開始年度：H28【町民係】 移住定住施策との関連性が薄いためR6から計上なし 遊佐町版婚姻届を作成し、希望者に配布	件数	鳥海山11件	鳥海山7件	鳥海山3件		
			米～ちゃん5件	米～ちゃん5件	米～ちゃん6件		
			その他11件	その他7件	その他15件		
46	遊佐高校キャリアアップ支援事業 開始年度：H27【総務学事係】 地元定住をむすび遊佐高校生徒を対象とした資格取得等に係る経費に対する支援により、地元就職を目指した人材育成と定住化を図る。 ①遊佐高校3年生の普通自動車運転免許取得を支援。一人当たり60,000円を支給。 ②町社会福祉協議会が実施する介護職員初任者研修を受講する遊佐高校生徒へ25,000円を給付 ③遊佐高校が推奨する資格試験・検定等を受験する遊佐高校生徒へ受験料の8割を助成。 ④短期海外留学を行う遊佐高校生徒に対し、渡航費用として1人あたり100,000円を上限として助成。	支援者数	16	22	14	55	①10 ②20 ③60 ④ 2
		予算	960,000	1,320,000	840,000	1,065,760	1,969,000

遊佐町定住施策に関する実施状況（R3～R7）

遊佐町の人口				
年度	R3	R4	R5	R6
人口	12,973	12,719	12,370	12,043
前年度比	△ 321	△ 254	△ 349	△ 327

住民基本台帳（各年度末）より

事業名／事業内容 ※事業名はR3時点		参考指標	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7計画
47	遊佐高校介護職員初任者研修受講支援金 開始年度：H27【総務学事係】	支援者数	5	5	1	5	
町社会福祉協議会が実施する研修会を受講する遊佐高校生徒へ25,000円を給付 【R7～】遊佐高校キャリアアップ支援事業に統合。		金額	125,000	125,000	25,000	125,000	
48	遊佐高校就学支援金 開始年度：H27【総務学事係】	給付件数	19	29	18	33	40
山形県立遊佐高校の地域に根差した学習活動を支援し、同校の発展及び存続、並びに地域で活躍する人材育成を図るため、新入学生に対して就学支援金70,000円を交付する。		給付金額	1,330,000	2,030,000	1,260,000	2,310,000	2,800,000
49	遊佐高校通学支援事業 開始年度：H27【総務学事係】	支援者数	28	30	29	21	31
山形県立遊佐高校への通学支援を行い、保護者の負担軽減を図り、進学先として選択される契機とするために、通学タクシーを運行し、JR定期券購入費に対する半額助成を行う。		金額	3,697,360	3,025,840	3,010,350	3,092,450	3,430,000
50	遊佐町はばたき支援金給付事業 開始年度：H7【総務学事係】	支援者数					355
就学や進学の準備が必要な年齢（6歳、12歳、15歳、18歳）の子どもを育てる町の保護者を対象に、その準備にかかる費用として、対象者1人につき30,000円を給付する。		金額					10,650,000